

現代台湾の多文化主義と先住権の行方 — 〈原住民族〉による土地をめぐる権利回復運動の事例から—

石垣 直

はじめに

第1節 現代台湾における多文化主義政策

第2節 先住権をめぐる議論

第3節 土地政策史

第4節 原住民族運動の興隆と土地に対する権利要求

第5節 現代台湾の多文化主義と先住権

おわりに

(要約)

本稿の目的は、台湾における多文化主義の現状を紹介するとともに、〈原住民族〉を名乗るオーストロネシア語族系住民が1980年代以降の権利回復運動の中で求めて来た「先住民族としての権利」（いわゆる「先住権」）が台湾の多文化主義の中でどのように扱われているのかを検討することにある。本稿ではまず、台湾における多文化主義諸政策、先住権をめぐる国際的な議論ならびに原住民族の土地に対する政策史を概観する。つづいて原住民による権利回復運動、なかでも土地返還運動や地図作成運動の状況を報告し、かれらが要求する先住権が現代台湾の多文化主義においてどう扱われているのかを検討する。そこからは、原住民族運動を牽引してきた一部の原住民エリートらが求める“the one”としての地位・権利要求が、「中華民国憲法」以来の法制度および近年の多文化主義諸政策において“one of them”の地位・権利へと相対化されている現実が明らかになる。

はじめに

世界各地で多文化主義 (multiculturalism) が叫ばれるようになって久しい。それは、グローバリゼーション (globalization) の伸張にともない人やモノが国境を越えて行き交う現代的な状況において、単一の文化＝単一の言語＝単一の民族という国民国家観に基づいた同化主義ではなく、各集団の多様性を認めつつ、差異に起因する不平等や差別を是正しようとする、もう一つの国民統合イデオロギーである¹。イギリス旧植民地に属し、ケベック州に多く住むフランス系住民や西・北部の先住民 (インディアン、イヌイットなど) を抱えているカナダでは、イギリス系住民とフランス系住民を念頭に置いた「二文化主義」に代わるものとして、国内に住むさまざまな集団の文化的な多様性と国家統合の両立のための施策として1960年代末から多文化主義が叫ばれるようになった。他方、カナダ同様の移民社会であり、かつてはアングロ系白人至上の白豪主義 (White Australia) 政策を実施してきたオーストラリアでも、労働力不足を補うための新たな移民政策を通じたアジア系移民の受け入れ拡大とともに、1970年代から多言語教育、各種文化の継承への公的援助といった多文化主義的な諸政策が講じられるようになった。世界各地でグローバリゼーションが進行する中、世界のいたるところでそれぞれの状況に見合った多文化主義が模索されている²。

本稿で取り上げる台湾にも、近年、多文化主義の波が押し寄せている。台湾では、1980年代以降の民主化の進展とともに、これまで「中華民族」として一括されてきた住民の中から各集団——たとえば、原住民、閩南 (福佬) 人、客家人、外省人——の文化や権利を要求する動きが見られ

るようになり、各〈族群〉^{ズウチョウ} 3 (ethnic group) によるエスノポリティクスとも呼べる状況が生まれている4。現代台湾の多文化主義は、このような民主化の進展、台湾ナショナリズムの高揚、政治的混乱という状況の中で模索されて来たひとつの方向性であると言える。しかし、すでに論じられてきたように、かつてグローバリゼーション時代の新たな国民統合イデオロギーとして注目された多文化主義には解決すべき問題も多く残されている。たとえばそれは、多文化主義における個々の文化を担う主体とは誰なのか、多様性をどこまで許容するのか、人々の（個人としての市民権を越えた）集団的権利をいかに確保するのか、「多文化の尊重が国民国家の分裂を煽る」ことを危惧するマジョリティからのネオ・ナショナリズム的反応にどう対処するのかといった問題である5。さらに、国民一般以上の「特別な地位・権利」を要求する先住民族の主張を、どのように許容するのかということも重要な問題となっている6。

本稿の目的は、台湾における多文化主義の概況を紹介するとともに、〈原住民族〉^{ユエンジュミンズウ} (indigenous peoples) を名乗る台湾のオーストロネシア語族系住民が 1980 年代以降の権利回復運動の中で求めて来た先住者であることに由来する権利、すなわち「先住権」(indigenous rights) が台湾の多文化主義の中でどのように扱われているのかを検討することにある。以下では、まず、台湾における多文化主義（第 1 節）、先住権をめぐる国際的な議論（第 2 節）、原住民族の土地に対する政策史（第 3 節）を概観する。つづいて〈原住民族〉の名においてかれらが進める権利回復運動、なかでも土地返還運動の状況を報告し（第 4 節）、多文化主義諸政策が台頭する現代台湾における先住権の扱われ方を検討する（第 5 節）。なお、以下では、オーストロネシア語族系住民の自称および現地台湾での用法に基づき、原住民（族）という表記を採用する。

第 1 節 現代台湾における多文化主義政策

台湾において多文化主義が注目されるようになったのは近年のことである。しかし、捉えようによっては、その原型を「中華民国憲法」の成立（1947 年）にまで遡ることが出来るかも知れない。そもそも、三民主義や五族共和といった思想を基調とする「中華民国憲法」は、地方勢力の割拠ならびに国外勢力との対峙といった当時の諸状況を背景とし、ある種の多元的な要素を持ち合わせた憲法であった7。たとえば、蒙古（モンゴル）や西藏（チベット）は、国民大会代表・立法委員・監察委員の選出に際し固有の議席を認められていただけでなく、特別な地方自治も認められていた。また、中央政府下の各省政府には、省民意代表大会の設置、省議会の立法権（省自治法の制定）、省長の民主選挙といった権限が認められていた。加えて、「辺境地区の各民族」ならびに職業団体や女性団体さらには国外の国民に対しても国民大会および立法院における議席枠が確保され、「辺境地区の各民族」にはさらにその地位の法的保障や地方自治ならびに教育・文化・インフラ整備などの扶助が認められていた。しかし、憲法が公布された当時、中国大陸は激しい国共内戦下にあり、中国国民党（以下、国民党）を主体とする国民政府は勢力を拡大してきた中国共産党の前に退却を余儀なくされ、同憲法を中国大陸で実質的に施行しないまま台湾に移った。その後、内戦中を理由に制定された「反乱鎮定動員時期臨時条項」によって、国民党主導のいわゆる「党国体制」が強化された8。

1970年代に深刻化した「中華民国」の国際的孤立と台湾化、政財界における本省人（台湾省出身者）勢力の台頭と民主化の進展、そして台湾ナショナリズムの高揚に伴い、台湾の人々が自社会のマルチ・エスニックな性格をより明確に意識するようになってきた。さらに、長期にわたる戒厳令が解除（1987年）された翌年に病死した蔣経国総統の後を引き継ぐかたちで台湾出身者として初めて「中華民国」総統に就任した李登輝が、国会改革、総統・副総統直接選挙、台湾省政府の簡素化などによって推し進めた民主化・改革路線を通じ、台湾で生活する社会・文化的背景を異にする人々の声はより大きさを増していった。こうして「中華民国」ならびに「中華民族」という呪縛が次第に揺らぎ始める中、^{スダズツチュン}〈四大族群〉と呼ばれる原住民、閩南（福佬）人、客家人、外省人など各集団の主張・権利要求が社会的な影響力を持ち始めたのである⁹。

多様な人々の要求に呼応するかたちで多文化的な諸政策が打ち出されてきた。最も有名なのが行政院における原住民族委員会（1996年。以下、原民会）や客家委員会の設置（2001年）であろう。両委員会は、国民政府時代の南京に設立された蒙蔵委員会（1929年）と同様に各〈族群〉の言語・文化の維持発展に努めている。また、蔣経国総統の下で1981年に設立された行政院文化建設委員会（以下、文建会）も、文化芸術祭の開催、コミュニティ総体营造の実施、文化創作産業の育成、また最近では多文化の尊重と〈族群〉融和の実現に向けて重要な役割を担っている¹⁰。より具体的に挙げるならば、近年の台湾において実施されている多文化主義的な政策としては、以下のようなものがある。第一は、就学分野における得点加算・最低合格者枠確保制度である。たとえば、高等学校・高等専門学校・大学などへの進学に際し、蒙古・西藏ならびに原住民の学生は、自己の得点に総得点の15%（最大で25%）に相当する得点が加算されることになっている¹¹。第二は、就業分野における優遇措置である。たとえば、1998年に施行された「政府採用購入法」は、公共事業を受注する企業が国内の労働者を100人以上雇用する場合、雇用者総数の2%以上の心身障害者および原住民を雇用しなければならないとしている¹²。また、「原住民族就業権保障法」（2001年）では、各レベルの政府機関・公立学校・公営事業機関においては被雇用者100人毎に一人の原住民を雇用しなければならないこと、「原住民地区」¹³の各政府・公立学校・公営事業機関の職員の三分の一以上が原住民でなければならないことなどが規定されている¹⁴。さらに、2003年に制定された「自由貿易港区設置管理条例」では、区域内で雇用する労働者の5%を原住民とすることなどが明記された¹⁵。第三は、言語分野における諸政策である。たとえば、教育部が打ち出した九年一貫教育改革に基づき、2000年からは全国一律に各〈族群〉の言語文化の継承を目的とした「郷土言語」選択必修科目化が実施されている。さらに、「大衆運輸工具播音語言平等保障法」（2000年）、「通訊傳播基本法」（2004年）、「国家通訊傳播委員会組織法」（2005年）等においては、公共交通機関あるいはマスメディアの通信・放送における多文化的配慮の必要性が謳われている。また近年では、台湾のマジョリティ言語である閩南語（福佬語）によるニュースやドラマの放送のみならず、相次いで設立された「客家電視台」（2003年7月開局）や「原住民電視台」（2005年7月開局）によって、客家語および原住民各族語を使用したニュース・情報番組なども放送されている。この他、「児童及少年福利法」（2003年）、「文化資産保存法」（2005年改正）、「性別平等教育法施行細則」（2005年）なども多文化の尊重や発揚を規定している¹⁶。

政党レベルでは、1986年に結成された民主進歩党（以下、民進党）が、まず1993年の政策白

書において「多元融合の族群関係と文化政策」を掲げた¹⁷。同党の綱領には、「文化の多元的な発展の保障原則」(基本綱領(一)の3)や「多元文化の発展の奨励」(行動綱領117条)といった文言が盛り込まれている。同党はさらに第11届第1次臨時全国党員代表大会(2004年9月26日)において「多元的な族群文化の復興」、「共存共栄への邁進」、「各族群の融和」などを基本とする「族群多元国家一體決議」を採択した¹⁸。

現代台湾において多文化主義を掲げているのは民進党だけに留まらない。たとえば、国民党や、2000年の総統選挙後に国民党と袂を分かった親民党も、その政策綱領において「多元的な文化・福祉の重視」¹⁹、「多元文化の尊重」²⁰を掲げている。多文化主義はいまや複数の主要政党が採用する基本方針となりつつある²¹。

このように現代台湾では、人々のさまざまな社会・文化的背景を考慮した多種多様な政策が講じられている。では、原住民が要求する先住権は台湾の多文化主義においてどのように扱われているのだろうか。この問題を検討するにあたり、以下ではまず、先住権に関する国際的な議論から見ていくことにする。

第2節 先住権をめぐる議論

「先住民族」(indigenous peoples)という概念自体は比較的新しい概念である。世界中でその存在が知られている代表的な先住民族としては、北米大陸のインディアンやイヌイト、中南米の少数民族、西洋による植民地化以前よりオーストラリアやニュージーランドなどの太平洋地域で生活していた人々、日本のアイヌ、東南アジア大陸部および島嶼部の少数民族、北欧のサーミなどが挙げられる。しかし、誰が先住民族であるかの決定は、近代国家成立の歴史と複雑に関する問題であり、国内において先住民族であることを主張する人々を、単にマイノリティ(minority)や少数民族(ethnic minority)としてしか位置づけていない国家が大半である。国際社会でしばしば引用される「先住民族」概念の定義としては、国連「差別防止およびマイノリティ保護のための小委員会」(U.N. Sub-commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities)の特別報告者を務めたエクアドルの人権専門家J. コーボ(Jose R. Martinez Cobo)による以下のものがある。

先住民族(indigenous communities, peoples and nations)とは、かれら自身の領域の上に築かれた侵略以前・植民地化以前の諸社会と歴史的な連続性をもち、現在これらの領域あるいは領域の一部において優勢な社会の他の部分と自分たちとを異なるものとして認識する者である。かれらは現在、社会の中で非優勢的な部分^{ノン・ドミナント}を形成しており、かれらの祖先の領域、そして民族(peoples)としての連続した存在の基礎としての民族的アイデンティティを、かれらの文化様式・社会制度・法制度に基づいて、存続・発展させ、未来の世代に対し継承しよう^{と決意しているものである}²²。

また、労働者の権利保護という観点から先住民問題に注目してきた国際労働機関(ILO)が1989

年に採択した第 169 号条約 (Convention(No.169) Concerning Indigenous and Tribal Peoples in Independent Countries, 1989) における定義も、先住民族の権利擁護の主張の中で再三にわたって引用されている。

独立国における民族であって、征服もしくは植民地化または現在の国境が画定されたときに、その国または国の属する地域に居住していた住民の子孫であるために先住民族とみなされ、かつ、法律上の地位のいかんに関らず、自己の社会的、経済的、文化的および政治的制度の一部または全てを保持している者²³。

台湾においてはまた、著名な国際法学者であり、かつ先住民族の権利の擁護者として積極的な弁護士活動も行なっている S. J. アナヤ (S. James Anaya) による以下のような定義も再三にわたって引用されている。

先住民族 ([i]ndigenous peoples, nations and communities) とは、帝国の暴力と征服によって生じた植民者の社会に飲み込まれたものとして自分たちを認識する、文化的に異なる集団である²⁴。

このように、しばしば引用される先住民族に関する定義はいずれも、かれらが独自の文化を有する「民族」(nations あるいは peoples) であり、植民地化によって自らの土地・領域において劣位にあることを余儀なくされているが、依然としてその土地／領域・文化様式・社会制度・法制度・民族的アイデンティティを主体的に保持・発展・継承していこうとしている人々であるという認識で一致している。

そもそも「先住権」(indigenous rights) とは、英米法系をもつカナダ、アメリカ、ニュージーランド、オーストラリアなどのイギリス旧植民地諸国を中心に用いられてきた権利概念である。先住民族と定義し得るあるいは先住民族であることを主張する人々がどのような権利をもつのかについては研究者、各国政府、そして先住民族であると自己主張する人々の間でも明確なコンセンサスが醸成されていない。しかし、基本的には「公民権のほかには先住民族の構成員にのみ認められ、国民一般が享受しない特別な権利」のことであり、その中には土地権、自治権、教育権、言語権、生業権などが含まれると考えられる²⁵。たとえば、イギリス旧植民地諸国の場合、北米大陸におけるイギリスの基本的な姿勢を示すものとしてフレンチ・インディアン戦争が終結した 1763 年に発布された「英王布告」(Royal Proclamation) の中で、「法的な措置で失効させない限りインディアン の権原 (aboriginal title) は存続する」ことが明記されていた²⁶。こうした見解は植民者勢力が優勢になるに従って無視され続けたが、カナダ憲法 (1982 年) における「先住権および先住民族の条約権」の承認および先住民族と連邦政府との土地条約の締結、さらにはオーストラリアにおけるマボ判決 (1992 年) やウィック判決 (1996 年) などの司法判断を通じて土地に対するかれらの「先住権原」(native title) を承認するといった動きもある²⁷。

歴史的に先住権の存在を許容してきた英米法とは別に「先住民族の権利」を擁護してきたのが、

第二次大戦後の国際連合や国際法における脱植民地化 (decolonization) ならびに人権 (human rights) に関する議論であった。まず、国連経済社会理事会下の人権委員会 (Commission on Human Rights) は創設 (1947 年) 以来、世界各地の人権問題への助言・監督、国際的な人権基準の確立を目指してきた。1948 年には、人間の生まれながらの自由と平等を謳った「世界人権宣言」 (Universal Declaration of Human Rights) が第 3 回国連総会において採択され、1966 年の第 21 回国連総会において「国際人権規約」 (International Covenants on Human Rights. 「自由権規約」ならびに「社会権規約」) が採択された。注目すべきは、自由権および社会権の両規約共通の第 1 条で「すべての人民 (all peoples) は自決権 (the right of self-determination) を有する」とし、(個人的人権に留まらない) 集団的人権の可能性が切り開かれたことである。また、「自由権規約」第 27 条では、民族、言語、宗教的マイノリティの個人が自らの文化、宗教、言語を享受、公言、使用できることが明記された。これらの条文は、個人のみを人権保護の対象として指定してきた既存の個人主義的人権概念を乗り越え、集団的な人権の存在を許容し得るという点において極めて重要な意味をもっていた。その後さらに人権に関する議論が積み重ねられる中で、権利擁護を議論するにあたって「先住民」 (indigenous populations) とマイノリティ (minorities) を区別する必要性が主張され、上述の J. コーボを特別報告者とする「先住民族に対する差別問題に関する研究」が実施された。国連人権委員会は、提出された『コーボ報告』をもとに、人権委員会下に「先住民作業部会」 (Working Group on Indigenous Populations=WGIP) を設置し (1982 年)、同部会での「先住民族の権利に関する国連宣言」草案 (以下、「国連宣言」草案) の作成 (1984 年~1994 年) などが進められた。また、1993 年を「国際先住民年」、1995 年から 2004 年を「(第 1 次) 先住民族の国際 10 年」とすることなどが国連総会において採択された。「国連宣言」草案自体は、自決権の扱いをめぐる各国政府からの抵抗を受け依然として採択されていないが²⁸、2000 年には先住民族の問題に関する国際監視機関として国連経済社会理事会下に「先住民族問題に関する常設フォーラム」 (Permanent Forum on Indigenous Issues) が設置され、2002 年 5 月には第 1 回フォーラムが開催された²⁹。この他、上述の ILO 第 169 号条約の採択も、先住民族の権利要求をサポートしてきた。たとえば、同条約の採択と前後し、中南米諸国では 1980 年代末から 1990 年代初頭にかけて、憲法改正作業などを通じて先住民族の権利が憲法や関連法規に盛り込まれるようになっていく³⁰。

他方、市民権 (citizenship) をめぐる議論においても、マイノリティや先住民族の権利を擁護しようとする動きがある。カナダの政治哲学者である W. キムリッカ (Will Kymlicka) は、まず、個人は文化の中に生きているという前提の下に、国内におけるマイノリティを、国民国家建設のプロセスにおいてマイノリティ化された「民族的マイノリティ」 (national minority) と、移民によって構成される「エスニック集団」 (ethnic group) に区分する。そして、ほんらい民族 (nation) であるはずの民族的マイノリティは固有の「社会構成的文化」 (societal culture) を有しているのであり、ひとつの民族としての権利は自由主義政治哲学においても擁護することが可能であると主張した³¹。

マイノリティや先住民族の権利をめぐる上述の諸議論は、原住民族の権利を擁護する法学者や政治学者の論考を通じて台湾にも紹介されてきた。たとえば、法学者の林淑雅は、人権に関する

議論が、国家などの干渉を拒否し個人的自由を追求するものから、不平等状況の改善のために個人的自由以上の権利（ex. 就業権、平等権、etc.）の保障を国家に直接働きかけるものを経て、人々の集団的な連帯に基礎をおく集団的権利（ex. 生存権、自決権、発展権、環境権、少数民族の権利、etc.）を擁護する「第3世代の人権（the third generation of human rights）」へ移行してきた、とした³²。また、政治学者の施正鋒は、人権をめぐる議論の展開やマイノリティや先住民族の権利を擁護し得る国連や国際法分野における上述の議論を整理しつつ、民族である先住民族は集団的権利としての自決権、自治権、主権、土地権などを有している、と主張した³³。こうした議論は原住民族の知識人にも広く影響を与え、近年では多くの原住民知識人が、人権に関する国連の動きならびに国際法における諸規範、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、米国、中南米諸国、北欧諸国における先住民族政策に関する論考を引用しつつ、台湾における原住民族自治や土地回復の正当性を主張している³⁴。

第3節 土地政策史

先住性の根拠となるかれらと土地との結びつきに対し、外来統治者はどのように介入、支配、管理したのか。さらには、こうした政策に対し原住民側はどう対応したのか。こうした問題について本節および続く第4節で整理する。

1. オランダ、スペイン、鄭氏政権、清朝

17世紀以来、さまざまな外来勢力が台湾の一部およびその周辺を支配してきた。1624年に始まるオランダ（東インド会社）による統治政策は、貿易による利潤の追求や、中国大陸から移り住んだ漢族や帰順した原住民に田畑を耕作させた上での租税の徴収といったものであった。その後の1661年には、明を滅ぼした清朝への反抗拠点とするため、鄭成功が台湾に侵攻した。翌年オランダ勢力を駆逐した鄭成功は、原住民に物品などを贈ってかれらの懐柔を試みると同時に、抵抗する人々に対しては武力でこれを制圧し、南部平地における勢力を拡大した。

その後、1683年に鄭氏政権を滅ぼした清朝は、台湾が再び反抗勢力に支配されることを危惧し、中国大陸住民が許可なく渡台することを禁じた。清朝はまた、原住民を清朝への帰順の有無に従って「熟番」（部分的に漢化した「番人」と「生番」（漢化していない「番人」とに区分し、既に台湾に移住した人々が「熟番」や「生番」地域へ入植することを制限した。しかし、こうした「禁渡封山」政策は実質的な効力をもち得ず、密航・入植する漢族が増加するにしたがって「番人」勢力との間の武力衝突も激化した。また、当初禁止されていた「番人」の土地の売買が次第に許可されるようになり、かれらの土地に対する漢族の侵食はさらに進んだ³⁵。清朝はその後も効力の乏しい隔離政策を採り続けたが、19世紀後半、極東地域における英仏などヨーロッパ列強の影響力が増大するようになると、当時の国際情勢における東シナ海に浮かぶ台湾の戦略的重要性を認識した清朝は、「生番」が多く居住する山地および東部をも含めた台湾全土における支配を確立すべく、同地域への漢族の入植を積極的に主導するという「開山撫番」政策に着手した。

2. 日本植民地期

しかし、清朝による「開山撫番」政策が実施されつつあった 1895 年、日清戦争に勝利した日本が下関条約を通じて台湾および澎湖諸島を領有することになった。台北におかれた台湾総督府（以下、総督府）は、清末の「開山撫番」政策において部分的にしか統治されていなかった山地および東部地域に対しても積極的な植民地政策を実施した。総督府が当時「蕃人」（あるいは「蕃族」、後に「高砂族」と呼ばれたかれらに対して実施した「理蕃政策」の基本は、無主地論に基づいた土地収奪（土地の官有化）、さらには警察権力を用いた同化政策であった³⁶。台湾領有直後の 1895 年 10 月 31 日、総督府は林野調査事業の端緒として「官有林野及樟脳製造業取締規則」を公布し、その第 1 条において「所有権ヲ証明スヘキ地券又ハ其他ノ確証ナキ山林原野ハ総テ官有」とした。総督府はさらに、1900 年の律令第 7 号において「蕃人ニ非ザル者ハ何人ノ名義ヲ以テスルニ拘ラズ蕃地ヲ占有シ使用シ其他權利ノ目的ト為スコトヲ得ザル旨」と公布し、漢族の蕃地への入植を厳しく制限した。領台直後の漢族による抵抗の制圧ならび平地部に対する地籍調査（1898 年～1904 年）が一段落すると、総督府は第五代佐久間左馬太総督の指揮の下、当時台湾島の半分弱を占めていた山地部の特別行政区（「蕃界」あるいは「蕃地」）に対して「五カ年計画理蕃事業」（1910 年～1914 年）と題した武力制圧を断行した。「蕃人」による散発的な武力抵抗はその後も続いたが、1925 年からは、総督府殖産局が中心となり、国土保全と林業部門発展の調整を目的とした「森林計画事業」が台湾全土で実施された。1930 年からは、特に「蕃人」の生活保護上の必要性を考慮し「蕃人」のために留保されるべき定住地および耕作地などの確定を目的とした「蕃地開発調査」が実施され、「蕃人」一人当たりに対し、定住地 0.2 ヘクタール、耕作地 1.8 ヘクタール、用材燃料採取共用地 0.5 ヘクタール、牧畜其他産業増進用地及災害予備地 0.5 ヘクタール、計 3 ヘクタールの使用のみが認められることになった。当時の「蕃人」（高砂族）の人口は約 8 万 4,500 人³⁷と見積もられていたため、合計で約 25 万 3,500 ヘクタールが「生活保護上の理由」から「蕃人」に残されたことになる。これが「準要存置林野」（いわゆる「蕃人所要地」）である。他方で総督府は、統治上の財政コストおよび利便性を考慮し 1900 年代初頭から山地部に点在する「蕃社」の集住ならびに山麓部への移住計画を小規模ながら実施していた。タイヤル族による抗日蜂起として名高い霧社事件（1930 年）の鎮圧後には「理蕃政策」の刷新が試みられ、「蕃人」に対する集団移住政策が強化された³⁸。「蕃人」はこうして、当時の台湾島の半分弱にあたる「170 万甲」（約 165 万ヘクタール）を占めていたと見積もられる山地部の「特別行政区」（「蕃界」あるいは「蕃地」）の内、その使用のみが認められた僅か 15%の「蕃人所要地」に押し込められることになった³⁹。

3. 戦後期

第二次世界大戦後に台湾を統治した「中華民国」政府は、総督府の諸政策を踏襲する一方で、高砂族を〈高山族〉（後に〈山地同胞〉。通称〈山胞〉）と呼び換えるとともに、かつて特別行政区域であった「蕃界」にも地方自治制度を適用し、県以下の地方自治体として計 30 の〈山地郷〉を設置した⁴⁰。かつての「蕃人所要地」は、「山地人民の生活を保護し、山地政策を推進する」ことを目的として 1948 年 7 月に公布された「台湾省各県山地保留地管理辦法」によって管理されるこ

ととなり、^{シャンディバオリウディ}〈山地保留地〉へと改称された。1950年代初頭からは、山地郷を含む県以下の地方自治体でも行政首長や議会議員の選挙が行われ、かつ生活改善、定着農耕、造林の奨励、^{グオユウ}〈国語〉（標準中国語）教育などを通じ、「山地の平地化」の名の下でマジョリティ社会への同化が推し進められた。

当時〈山胞〉と呼ばれた原住民の土地に対する政策の基礎となった「保留地管理辦法」は、次第に進む保留地内への漢族の入植・開発という現実を追認するように、その後再三にわたって改正された。1960年の第一回改正では、山地郷の経済発展を目的として掲げられた「山地の定住農耕化の奨励」に基づき、〈山胞〉戸籍を有しない人々や普通行政区の企業が一定の条件下で保留地を借用することが合法化された。第二回改正（1966年）では、登記後10年間の継続使用後に農地ならびに宅地の所有権を〈山胞〉が取得することが認められるようになった。政府は他方で、1963年に公布された「台湾省山地行政改進黨案」に基づき、公・民間企業および非〈山胞〉による保留地開発への参与を許容する規制緩和政策を推し進めた。第四回改正（1990年）では、同辦法の制定単位が台湾省政府から行政院へと格上げされ、名称も「山胞保留地開発管理辦法」に改められた。同辦法では、林業用地および牧畜用地などに関しても、登記後の継続使用を通じて〈山胞〉が土地所有権を取得することが認められ、所有権取得までの継続使用期間も5年へと短縮された。しかし、その後の改正でも保留地所有権を取得できるのは〈山胞〉に限定されたものの、非〈山胞〉による保留地借用に関する制限はより一層緩和され続けた。こうした状況下で、資本主義社会への接合から現金経済により依存するようになった原住民の中には、保留地に対する権利を漢族に違法売却・リースする者が後を絶たず、少なからぬ保留地が流失した⁴¹。皮肉なことに、1950年代末から進められた保留地の測量・登記事業の実施ならびに1960年に始まる保留地の開発・経済発展を目指した再三にわたる法律改正が、保留地を現金収入のための商品へと変容させ、保留地の違法売却・リースを加速させていたのである。

第4節 原住民族運動の興隆と土地に対する権利要求

1. 原住民族運動の興隆

生活の基礎であり、先住者としての存在を根拠付ける土地が流失していく中、高等教育を受けた原住民エリートの一部が権利回復運動を始めた。その背景には、1970年代から始まる「中華民国」の国際的孤立と台湾化、「台湾の前途の住民自決」というスローガンの下に1980年代半ばから拡大した民主化運動、ならびに台湾ナショナリズムの高揚があった。台湾住民の民主化要求は、蔣経国総統の死去に伴って総統の座に就いた李登輝を突き動かし、国会改革、憲法改正、総統・副総統直接選挙などが実施された⁴²。こうした民主化およびナショナル・アイデンティティ再編のうねりの中、原住民教育エリートの一部は「台湾の土地のもともとの主人」という意味において〈原住民（族）〉としての意識を強めた⁴³。1984年4月には、非国民党勢力の協力の下、都市在住の原住民大学生や台湾基督長老教会の原住民関係者らをメンバーとする民間団体である〈^{シャオシュミンズウエイユエンフイ}少数民族委員会〉が設けられた。同年12月には、同じく都市在住の原住民大学生らが発行していた雑誌『高山青』のメンバーと統合して〈台湾原住民権利促進会〉（以下、〈^{ユエンチュエンフイ}原権会〉）が結成された⁴⁴。原権会は1988年に「台湾原住民族権利宣言」（全17条）を発表し、〈原住民〉

という正しい名称の使用、自決権の獲得、土地返還、自治の実現などを要求した⁴⁵。李登輝総統下での憲法改正作業が進められる中、原権会らの原住民族運動諸団体は上述の要求を掲げ、第三回憲法改正（1994年）ならびに台湾省の凍結問題が集中的に議論された第四回憲法改正（1997年）では、これまで使用されてきた〈山胞〉にかわり憲法追加修正条文中に〈原住民〉（1994年）さらには〈原住民族〉（1997年。傍点、引用者）という名称が用いられるようになった。これがいわゆる「原住民族条項」である。

憲法追加修正条文第10条第9項

国家は、多元文化を肯定し、かつ原住民族の言語および文化を積極的に維持・発展させる。
（後に第10条第11項）。

憲法追加修正条文第10条第10項（前段）

国家は、民族の意思に従って、原住民族の地位および政治参与を保障し、かつその教育、文化、交通、水利、衛生、医療、経済、土地、社会福祉事業に対し保障を与え、その発展を促進しなければならない。その方途に関しては別の法律によってこれを定める。（後に第10条第12項前段）⁴⁶

さらに、1999年9月、翌年3月に行なわれる「中華民国」総統・副総統直接選挙の民進党候補として蘭嶼島を訪れていた陳水扁が、原住民族の各族代表がまとめた「原住民族と台湾政府との新しいパートナーシップ」（以下、「新しいパートナーシップ」）に署名したことも、原住民族の権利回復運動の追い風となった。その内容は、1. 原住民族がもつ〈自然主権〉（後述）の承認、2. 自治の推進、3. 原住民族との土地条約の締結、4. 原住民族の伝統的地名の回復、5. 村落および原住民族の伝統的な土地の回復、6. 伝統的な自然資源使用の回復および民族の自主的な発展の促進、7. 原住民族各族別の国会議員議席割り当てといったものである⁴⁷。「新しいパートナーシップ」は、1994年に国連先住民作業部会が取りまとめた「国連宣言」草案内容の影響を受けて作成されたもので⁴⁸、前文においてその存在を、原住民族各族と台湾政府との間の「平和的な対等条約」と位置づけている⁴⁹。全7条中で最も興味深いのが、第1条に掲げられた〈自然主権〉という言葉である。この言葉の概念規定は明確にはなされていない。しかし、パイワン族出身の法学者で国立東華大学助教授の高徳義は、〈自然主権〉概念について次のように説明している。

〈自然主権〉とは、原住民が台湾の最も早期の主人であり、国家体制が構築される以前からこの土地を取り扱う権利を有しているということを強調するものである。それは、現代の国民国家という意識形態が主張する絶対的な主権と比較して、より「柔軟性」をもった主権観念であり、排他性の少ない、包容的で、平和的な主権観念である。もちろん〈自然主権〉は発展中の概念であるが、原住民運動の中での〈自然主権〉の用法を分析するならば、依然として主に土地利用権の行使に集中したもの…⁵⁰。

「新しいパートナーシップ」の前文や高の解釈に基づけば、〈自然主権〉とは、イギリス旧植民地

諸国でしばしば論じられてきた先住権、さらにはそうした諸権利の法的根拠としての先住権原に相当する概念だと考えることも出来る。原住民（の一部）は、「原住民族権利宣言」、「新しいパートナーシップ」、〈自然主権〉などの表明を通じて、かれらが国家成立以前から台湾で生活してきた先住者であり、国家と対等な関係にあることを強調しているのである。

さらに、2003年6月には「原住民族自治区法」草案が行政院での審議を通過し立法院審議へと送られた。また、2005年2月5日には立法院での審議の末に全35条からなる「原住民族基本法」が公布・施行された。同法は、アミ族出身の立法委員（当時）であった蔡中涵および原住民知識人や原住民族運動を支持する漢族研究者らが中心となって1988年9月に発表した「原住民族基本権利法」草案、ならびにその後の改訂案を基礎としていた。立法化された同基本法には、土地の権利に関して、「自治の実現」（第4、5、6条）、「伝統的な地名の回復」（第11条）、「原住民族による土地の管理」および「土地開発の際に原住民族から同意を得る必要性」（第20、21、22条）、さらには「強制立退の禁止」（第32条）といった諸条項が含まれている⁵¹。

台湾の総人口の僅か2%ほどに過ぎない原住民族による権利回復要求を陳水扁政権が支持して来たのはなぜか。それは、民主化を通じて台湾ナショナリズムが高揚する現代台湾において、大量の漢族が入植する以前より台湾で生活して来たオーストロネシア語族系住民の象徴的地位が向上しているからだと考えられる⁵²。特に、台湾海峡の対岸に存在する中華人民共和国との間に一線を画し、台湾の独自性を主張したい民進党政権にとって、原住民族の存在価値は大きい。そのことは、民進党が2000年の総統選挙に向けて発表した『原住民族政策白書』の中で、国際社会に対して「台湾国家の定位」を確立するためには原住民族との間に「生命共同体の関係」を構築することが必要であると強調したことからも明らかである⁵³。また、立法院における与野党の獲得議席数が拮抗する現在の政治状況においては、たとえ総人口の約2%に過ぎない原住民票でも軽視することは出来ない。さらに言えば、国際的孤立の打開や国連加盟を目指して「人権立国」や「海洋国家」をアピールする現政権にとって、先住民族あるいはオーストロネシア語族として諸外国の人々と連帯し得るという価値を台湾の原住民族はもっている。

2. 土地に対する権利要求と地図作成

原住民が実践してきたさまざまな権利要求の中で最も大々的に行なわれてきたのが、先住権の主要要素である土地に関する権利要求であった。1980年代末から1990年代初頭には、台湾基督長老教会の山地宣教委員会や上述の原権会メンバーなどが中心となって原住民族運動諸団体と連帯して結成した「台湾原住民族還我土地運動聯盟」⁵⁴による大規模な抗議デモ（1988年、1989年、1993年）が行われた。かれらは、「土地を返せ！」（〈還我土地！〉）抗議デモにおいて、1. 保留地の増加編入・区画編入の促進、2. 本来保留地に属している土地で国家が徴用している土地の返還あるいは補償、3. 本来原住民の土地であった国有地などを保留地として再区画すること、4. 保留地所有権の全面的開放および土地利用に際する原住民の同意の必要性、5. 各村落に存在するキリスト教会が使用する保留地の所有権承認、6. 国会で立法化された法律に基づいた保留地の管理、7. 中央政府レベルの原住民族事務専門機関の設置などを要求した⁵⁵。上述の〈自然主権〉という言葉が頻繁に用いられるようになったのも、1993年の第三回〈還我土地〉抗議デモからである。

原住民側のこうした要求に対し、政府が1988年に発表した「台湾省山胞社会発展方案」に基づいて1990年から実施した政策が、保留地の増加編入および区画編入であった。増加編入（〈増編〉）とは、原住民保留地に隣接しているかつて原住民が使用していた土地に対し、原住民の人口および土地不足に応じて原住民保留地を編入することであり、その対象には〈山地原住民〉および〈平地原住民〉が含まれる⁵⁶。他方で区画編入（〈劃編〉）とは、普通行政区に区画されたために保留地をもっていなかった平地原住民が家屋として利用している公有地を、保留地として新たに編入することである。すなわち、原住民側が土地返還運動において保留地区画の抜本的な見直しを要求したにも関わらず、政府は現行の保留地区画自体の正当性を問題視することなく、人口増や土地不足さらには現在の宅地使用状況の承認という方策を打ち出したのである。さらに、1990年代に行われた増加・区画編入計画において実際に返還されたのは、増加編入が約1万8,195ヘクタール、区画編入は約284ヘクタールに過ぎなかった⁵⁷。また、増加・区画編入された土地の大多数が使用困難なものだといわれ、保留地全体から見た増加率も7.6%ほどに過ぎない。

土地に対する原住民側の権利要求は、上述の〈還我土地〉抗議デモが終了した後もさまざまなかたちで行われてきた。著名なものを挙げるならば、第三回憲法改正の直前に行われた抗議デモ（1994年）、ルカイ族による反瑪家ダム運動（1995年）、花蓮県秀林郷のタロコ族がかれらの土地を占拠しているアジア・セメント会社に抗議した秀林還我土地自救会の結成（1996年）とその後の土地返還要求、原住民族上草山大行進（1997年）、南投県在住の原住民各族が参加した反能丹国立公園⁵⁸抗議（1999年）、タイヤル族による反馬告国立公園抗議（2002年）、ヤミ族とパイワン族による反核廃棄物放置要求（2003年）、七二水害後に行われた抗議デモ（2004年）などがある⁵⁹。さらに最近では、花蓮県復興郷のカロワ（〈噶駟佉〉）村落住民（アミ族）による政府および台湾糖業公司（以下、台糖）に対する土地返還要求、行政院農業委員会管轄の林務局嘉義林管処が阿里山一帯の観光開発を目的として計画した阿里山森林鉄道及阿里山森林レクリエーション地区建設プロジェクトに対するツォウ族による抗議、經濟部水利署が進める曾文ダム荖濃溪越境引水プロジェクトに対して高雄県桃源郷の南ツォウ族（サアロア族、カナカナブ族）やブヌン族らが行った抗議行動などもある。しかし、こうした抗議行動によって、原住民族の土地における国立公園設置計画や開発計画が一次的に棚上げされることはあっても、個々の土地返還要求はいずれも実現していない⁶⁰。

法制度上の要求あるいは抗議運動のかたちをとった権利要求とは別の角度から土地返還を目指しているのが、2000年前後から台湾各地で進められている地図作成運動である。この運動は、北米先住民が権利回復および国家との「条約」締結のために1960年代から実施してきたものを⁶¹、台湾の学者・専門家や原住民エリートらが国内に紹介したものである⁶²。その牽引役は主として地理学者や生態学者であるが、原住民の郷土史家および民間団体も外部の研究者らの協力を得ながら、独自の調査計画を進めている。こうした調査計画の先駆的研究としては、台湾大学の蔡博文博士らが行っている新竹県尖石郷スマクス（〈司馬庫斯〉）村落（タイヤル族）調査、台湾師範大学助教授でツォウ族出身の汪明輝博士が進めている嘉義県阿里山郷および高雄県三民郷・桃源郷のツォウ族諸村落調査、静宜大学の林益仁助教授が中心となっている宜蘭県大同郷卑南村（タイヤル族）の調査、さらには東華大学の紀駿傑・陳毅峰両博士やアミ族の郷土研究者である印淖・又丂有史らによるカロワ村落の調査、台東大学の劉炯錫教授およびルカイ族出身の人類学者・生

態学者である台邦・撒沙勒（前高雄市原住民族事務局主任委員）らによる屏東県・台東県県境の調査などがある⁶³。また、2001年からは、土地条約の締結や地名および土地の回復を謳った上述の「新しいパートナーシップ」に基づき、原民会主導による「原住民族伝統領域土地調査」などが実施されている。原住民は、かれらの祖先およびかれら自身が生活してきた土地に関する地図の作成を通じて、将来における土地条約の締結、土地返還、土地にまつわる歴史の掘り起こし、ならびに村落復興や自治の実現を目指している。かれらは今、かつて植民地政府や近代国家が空間や住民を統治・管理するために用いてきた地図作成（mapping）という技術を、自らの権利回復のために利用しようとしているのである⁶⁴。原民会の発表によれば、当局が進めている原住民族伝統領域土地調査によって、2002年から2005年までの期間に、325の村落、台湾の総面積の5分の2に相当する234万3,718ヘクタールの調査が行われているという⁶⁵。しかし、原住民がその〈チェアントンリンニョ（伝統領域（土地））トウグアイ〉（traditional territory / land）として主張する土地（および水域）の名称や故事などに関する初歩的調査は進んでいるものの、国政選挙のたびに立候補者らが掲げる土地返還、原住民専門土地法廷の設置、自治区設立へ向けた法整備などは十分には進んでいないのが実情である⁶⁶。

第5節 現代台湾の多文化主義と先住権

これまで見てきたように、現代台湾においては民主化とともに高まった人々の権利要求に呼応するかたちで多文化主義的な諸政策が用いられるようになってきている。特に蒙古や西藏そして原住民に対しては就学や就業において、また客家人などに対しても言語教育、歴史研究、文化事業といった分野における優遇政策が講じられている。しかし、1980年代半ば以降の民主化および台湾ナショナリズムの高揚に触発され〈原住民族〉意識を強めたオーストロネシア語族系住民による土地への権利要求はある種の困難に直面している。

過去400年にわたる外来勢力による統治によって、原住民が利用していた土地はかつての勢力範囲の15%にまで縮小された。戦後は「保留地管理辦法」の相次ぐ改正により、原住民の個人にも保留地の所有権が認められるようになったが、政府や民間団体による保留地の利用規制も次第に緩和されつつあり、また非原住民に対する保留地所有権の違法売却・リースも多発し、保留地の多くが原住民の手を離れて行った。かれらはこうした窮状において、先住者の〈自然主権〉を主張し、土地返還や自治の実現を要求してきた。しかし、「新しいパートナーシップ」や「国の中の国」あるいは「国家と準国家」関係が強調され、「原住民族自治区法」草案が行政院審議を通過し「原住民族基本法」が立法化される一方で、土地に対するかれらの権利要求は依然として叶えられていない。

上述のように、「中華民国」における原住民族に関する最も基本的な法規としては憲法追加修正条文中の条項や2005年2月に制定された「原住民族基本法」などが存在する。しかし、注意すべきは、いずれの法規にも「中華民国」と原住民族との関係は明記されていない点である。台湾で生活するオーストロネシア語族系住民が〈原住民〉と公式に呼ばれるようになったのは1994年の第三回憲法改正以降のことであった（〈原住民族〉は1997年の第四回憲法改正以降）。「内地に

における特殊な生活習慣を有する国民」(憲法第 135 条) という位置づけに基づく〈山胞〉という呼称が憲法追加修正条文上で改められたことを受け、諸法規における〈山胞〉という名称が〈原住民(族)〉に書き換えられた。法学者の林淑雅はこうした名称上の変化や「民族の意思」という語句が盛り込まれていることで、原住民族の〈民族権〉(傍点、引用者)の保障が基礎付けられたとする⁶⁷。また、政治学者の施正鋒も、「民族」である原住民族は自決権や主権をもつのであり、原住民族は自治区を建設し自ら自治を行う権利を有していると強調する⁶⁸。民族(nations / peoples)こそが自決権(right of self-determination)行使の主体であるとする国際法上の議論を踏まえた主張である⁶⁹。しかし、「中華民国」の法制度においてこの種の主張がどこまで影響力をもち得るのか依然として不透明である。

上述のように、憲法追加修正条文の第 10 条には、「国家は、多元文化を肯定し、かつ原住民族の言語および文化を積極的に維持・発展させる」(第 11 項)、「国家は、民族の意思に従って、原住民族の地位および政治参与を保障…」(第 12 項)するという条項がある。しかし、「多元文化」や「民族の意思」という文言は含まれているものの、この二つの条項は基本的に「辺境地区の各民族」に対する保障や扶助を謳った憲法第 168 条および第 169 条を基礎としたものであり⁷⁰、原住民族を台湾の先住者集団として明確に位置づけているとは言い難い⁷¹。こうした政府の姿勢は同第 12 項の後段——「〔前項で規定した内容に関しては〕澎湖、金門、馬祖地区の人民に対しても同様である」(〔 〕内、引用者)——にも如実に表れている。他方、2005 年に公布・施行された「原住民族基本法」は、原住民族を「すでに台湾に存在する国家管轄下の伝統的な民族を指す。その中には、アミ族、タイヤル族…(中略)…、および原住民族を自認するとともに中央の原住民族主管機関の報告・申請を通じて行政院が認定した民族も含まれる」としている。確かに〈原住民族〉という名称は用いられているが、ここで言う「伝統的な民族」が何を意味するのかは明らかにされていない。他方この法律では、「自治の実現」、「伝統的な地名の回復」、「原住民による土地の管理」および「土地開発の際に原住民族から同意を得る必要性」、「強制立退の禁止」といった諸条項が盛り込まれており、その第 34 条は「本法施行後三年以内に、本法の原則に従って、関連する法令の修正、制定、あるいは廃止を行わなければならない」としている。しかし、制定から 1 年以上が経過しているのにも関わらず、「原住民族基本法」の内容に基づいて制定・修正すべき 10 数個の法律および法規命令の内、行政院での審議に送られているものは僅かに「原住民文化事業基金会設置条例」のみであり、「自治区」や「保留地」などに関する法案の作成は難航している⁷²。

現行の「中華民国憲法」は〈原住民族〉を、国家の内部における〈^{ルウオシズウチン}弱勢族群〉(マイノリティ集団)のひとつとみなし、かれらがマイノリティであるからこそ保護・優遇が必要であるという姿勢をとり続けている⁷³。つまり、台湾にある「中華民国」という存在が多文化的でマルチ・エスニックなものであることを認め、多文化主義的な視座から、就学や就業あるいは文化事業などの分野において〈原住民族〉を保護・優遇しているのである。しかし、〈原住民族〉を名乗るオーストロネシア語族系住民が主張するような先住権、国家との対等な「新しいパートナーシップ」、「自決権行使の主体としての民族」といった主張は依然として許容されていない。そもそも、1947 年に公布・施行された「中華民国憲法」には「中華民国の各民族は、一律に平等である」(第 5 条)、「中華民国の人民は、男女・宗教・種族・階級・党派の別なく、法律上において一律に平等

である」（第7条）という条文が存在する。「原住民族基本法」が施行されたとはいえ、「中華民国憲法」を基礎とする現行の法制度では、先住性に基ついた土地権、自決権、自治権といった「特別な地位・権利」を〈原住民族〉が享受することは認められていないのである⁷⁴。

おわりに

本稿では、現代台湾における多文化主義諸政策を概観し、台湾原住民族がその権利回復運動の中で要求してきた先住権が、こうした潮流の中でどのように扱われているのかを検討した。そこから明らかになったのは、就学、就業、あるいは文化事業などにおいてマイノリティに対する保護・優遇措置が講じられ、国家の未来像として各政党が多文化主義を掲げている現状にあっても、「中華民国憲法」を中心とした現行の法制度下では、原住民に国内における“one of them”としての〈民族〉の地位を認めても、「国家の存立に先立つ存在」すなわち〈原住民族〉（indigenous peoples）としての地位や先住権は依然として認めていないという現実であった⁷⁵。

社会学者の関根政美は、人種問題研究で著名な M. ゴードンなどの議論に依拠しながら、多文化主義をシンボリック多文化主義、リベラル多文化主義、コーポレート多文化主義、連邦制多文化主義／地域分権多文化主義、分断的多文化主義、分裂・独立主義多文化主義などに分類した⁷⁶。この分類から言えば、現代台湾の多文化主義は、各〈族群〉の集団的な権利をある程度認めようとしている点においてコーポレート多文化主義とリベラル多文化主義の間に位置づけることが出来るだろう。ただし、この種の多文化主義は、市民権をめぐって多文化的自由主義モデルを提出したキムリッカの議論と同様に、個々の民族的マイノリティ（national minority）の権利を全て同等に扱おうとしている点で、先住者としての「特別な地位・権利」を望む先住民族にとっては不満足なものとなろう。台湾の場合こうした状況は、原住民が要求する“the one”としての権利が、「中華民国憲法」以来のある種の多元主義的性格、あるいは近年の多文化主義の名の下に相対化されている現実であると言い換えることが出来る。

人類学者のスチュアート ヘンリは、「現在までに成立している先住権はいずれも交渉によって認められたのではなく、先住民が裁判を起こして勝ち取ったもの・・・（中略）・・・先住権はあるものではなく、請求され法律的に保障されて、はじめて成立するもの」だとする⁷⁷。しかし、これまで見てきたように、台湾の現行制度下では「裁判を通じた先住権の保障」は依然として困難であると言わざるを得ない。むしろ台湾の場合、原住民族は民主化と台湾ナショナリズムの台頭、統独問題という社会・政治的なコンテクストを利用しながら、自らの権利要求を部分的に実現してきた。憲法追加修正条文に盛り込まれたいわゆる「原住民族条項」、原民会の設立、「新しいパートナーシップ」への署名、「原住民族基本法」の立法化⁷⁸のいずれもが、こうした台湾を取り巻く大きなうねりの中で、少数派であるかれらが立法院などにおいてキャスティング・ボートを握ることによって実現されてきたものである。

陳水扁政権は現在、2008年に中国で開催される北京オリンピックへ対抗し、国民投票を実施した上での新憲法制定という構想を掲げており、さらに新憲法の中に〈原住民族〉に関する専門の章を設けることを決定した。こうした経緯に基づいて原民会が作成した草案には、原住民族が国

家の存在に先立って有する〈自然主権〉の存在、総統と原住民各族との間の自治協定の締結を通じた原住民族自治制度の実現、原住民各族の伝統領域内の土地・水域・動植物・鉱物・他の天然資源が当該原住民族に帰属すること、副総統を二人設けその内ひとりを原住民が担当することなどが盛り込まれた⁷⁹。もちろん、台湾を取り巻く特殊な政治状況を考慮すれば新憲法制定自体が容易ではなく、また、現在台湾に存在する政体が「中華民国(台湾)」もしくは「台湾共和国」という名を名乗ろうとも、多くの国民が依然として自らの国家を華人国家(Chinese State)だと認識している現状においては⁸⁰、新憲法制定の過程で原民会が作成した「原住民族専章」草案のもつ革新性が減じられる可能性が高い。さらに理論的・思想的な視座から、人々の集団的な権利を認めること、さらには特定集団の特別な権利を擁護することが国家の分裂を招き、個人を主体とした自由民主主義を根本から揺さぶりかねないと危惧する論者も少なくない⁸¹。しかし、フランスの社会学者 A. センプリーニが言うように、「近代性という^{プロジェクト}投企」が危機に直面しており、多文化主義をめぐる一連の議論がその問題点を露呈させているとするならば⁸²、主権、土地(所有)権、自決権、自治権、先住権といった西洋近代の諸概念を用いて自らの主張を繰り広げる先住民族の要求をも視野に入れて、改めて多文化主義のあり方を問い直す必要があるだろう。高德義が示すような、「柔軟性」をもち、「排他性の少ない、包容的で、平和的な主権」としての〈自然主権〉概念は、多文化主義と先住権とを共存させる可能性を秘めているのかも知れない。もし、このような可能性を信じる事が出来るとすれば、多文化主義が興隆する現代台湾において原住民族が主張する先住権の行方、それは原住民とマジョリティ住民がいかに和解し、どのような台湾の未来像を描いて行くのかに懸かっている、と結論付けることが出来よう。

謝辞

本稿は、2006年6月3日に開催された日本台湾学会第8回学術大会(於:一橋大学)における報告「現代台湾の多文化主義と先住権の行方——土地をめぐる権利回復運動の事例から」を大幅に加筆・修正したものである。第1分科会「エスニック・マイノリティからみる台湾の多文化主義——人類学的考察」を企画された宮岡真央子先生(福岡大学)、座長の三尾裕子先生(東京外国語大学)、コメンテーターの山路勝彦先生(関西学院大学)、会場からの的確な批判をお寄せくださった方々、ならびに示唆的かつ丁寧なコメントを下された本誌査読者に対し、末筆ながら感謝の意を表したい。

注

- 1 関根政美『多文化主義社会の到来』朝日新聞社、2000年、41-43頁。
- 2 関根政美『エスニシティの政治社会学——民族紛争の制度化のために』名古屋大学出版会、1994年；初瀬龍平(編)『エスニシティと多文化主義』同文館、1996年；西川長夫／渡辺公三／ガバン・マコーマック(編)『多文化主義・多言語主義の現在——カナダ・オーストラリア・そして日本』人文書院、1997年；センプリーニ、A.『多文化主義とは何か』三浦信孝／長谷川秀樹訳、白水社、2003年などを参照。
- 3 本稿では、それが現地の中国語表現であることをとくに強調する場合に〈〉を用いる。

- 4 若林正文『台湾——変容し躊躇するアイデンティティ』筑摩書房、2001年；王甫昌『當代台灣社會的族群想像』台北、群学出版有限公司、2003年。
- 5 たとえば、杉本良夫「ポスト・エスニック・マルチカルチュラルリズム」（西川ほか編、前掲書、1997年）224-242頁；関根、前掲書、2000年；キムリッカ、W.『多文化時代の市民権——マイノリティの権利と自由主義』角田猛之／石山文彦／山崎康仕監訳、晃洋書房、2000年；ハージ、G.『ホワイト・ネイション——ネオ・ナショナリズム批判』平凡社、2003年；塩原良和『ネオ・リベラリズムの時代の多文化主義——オーストラリアン・マルチカルチュラルリズムの変容』三元社、2005年など。
- 6 鎌田真弓「多文化主義の新展開——先住民との『和解』」（『オーストラリア研究』13号、2001年）46-64頁。同「国民国家のアボリジニ」（小山修三／窪田幸子（編）『多文化国家の先住民』、世界思想社、2002年）129-152頁。
- 7 高橋勇治『中華民国憲法』有斐閣、1948年；劉迪「中国憲法と連邦制——『中華民国憲法（1923年）』を中心に」（『比較法学』34（2）号、2001年）38頁（註112）。
- 8 若林正文『台湾——分裂国家と民主化』東京大学出版会、1992年、序章。
- 9 Chun, A. “The Coming Crisis of Multiculturalism in ‘Transnational’ Taiwan”. (*Social Analysis* 46(2), 2002). なお、Chun（陳奕麟）は同論文において、近年台湾で高揚しつつある「トランス・ナショナルなコスモポリタニズム」（transnational cosmopolitanism）と〈本土化〉（indigenization）の産物としての台湾の多文化主義との間の矛盾が、将来において露呈する危険性を指摘している。
- 10 行政院文化建設委員会『族群・認同・文化——族群與文化發展會議會議手冊』台北、行政院文化建設委員会、2004年。
- 11 「原住民族教育基本法」（1998年）、「教育基本法」（1999年）、「原住民學生升學優待及原住民公費留學辦法」（2002年。もとは1987年制定の「台灣地區山地族籍學生升學優待辦法」）など。cf.『原住民族法規彙編』台北、行政院原住民族委員會、2005年。類似した得点加算制度は、退役軍人や心身障害者の受験生に対しても実施されている。なお、2007年度からは、「母語認證考試」に合格した原住民學生に対しては総得点数の35%の得点が加算されることが決定している。cf.「原住民考生 獲族語認證加分35%」、『自由時報』2006年9月21日。
- 12 「政府採購法」（行政院原住民族委員會、前掲書、2005年）658-686頁。
- 13 注40参照。
- 14 「原住民族工作權保障法」（行政院原住民族委員會、前掲書、2005年）201-206頁。
- 15 「自由貿易港區設置管理條例（抜粋）」、（行政院原住民族委員會、前掲書、2005年）647頁。
- 16 近年の台湾における多文化主義関連の法規については宮岡真央子氏（福岡大学）および陳文玲氏（東京都立大学大学院）からご教示頂いた。記して感謝申し上げたい。
- 17 若林、前掲書、2001年、193頁。
- 18 民主進歩党 HP<<http://www.dpp.org.tw/>>（2006年4月25日閲覧）。
- 19 中国国民党 HP<<http://www.kmt.org.tw/>>（2006年4月25日閲覧）。
- 20 親民党 HP<<http://www.pfp.org.tw/>>（2006年4月25日閲覧）
- 21 三大有力政党（国民党、民進党、親民党）の文化政策に関する比較検討としては、漢寶徳「國家文化政策之形成」（國家政策研究基金會、『國家政策論壇』1（7）、2001年）；朱惠良「我國文化政策總檢檢討」（同、『國政研究報告』、教文（研）093-001號、2004年）などがある。漢・朱ともに、三政党の文化政策はその政治的立場の相違にも関わらず大同小異でスローガンだけに留まっていると批判する。ただし、多文化主義をどこまで許容するかという点においては、民進党の立場の方が多少なりともラディカルだと言えよう。上記の2論文に関しては國家政策研究基金會 HP<<http://www.npf.org.tw/>>で閲覧可。
- 22 U.N. Sub-commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities, *Study of the Problem of Discrimination against Indigenous Populations*, U.N. Doc. E/CN.4/Sub.2/1986/7/Add. 4, para. 379(1986).
- 23 トメイ、M. & L. スウェプストン『先住民族の権利——ILO 第169号条約の手引き』苑原俊明／青西靖夫／狐崎知己（訳）、論創社、2002[1996]年、70頁。（一部引用者修正）
- 24 Anaya, *ibid.* p.3.
- 25 スチュアート ヘンリ「先住民運動——その歴史、展開、現状と展望」（青木保ほか（編）『岩波講座 文化人類学』1（6）——紛争と運動』、岩波書店、1997年）243頁。
- 26 スチュアート ヘンリ「先住民族が成立する条件」（清水昭俊（編）『周辺民族の現在』、世界思想社、

- 1998年) 239-240頁。
- 27 細川弘明「先住権のゆくえ——マボ論争からウィック論争へ」(西川ほか(編)、前掲書) 177-199頁。Anaya *ibid.* Chap.5。ただし、最近の報告によれば、こうした流れはマジョリティ社会からの反発を招いているという。Cf. Merlan, F. "Indigenous Movements in Australia", (*Annual Review of Anthropology* 34, 2005), 473-494.
- 28 2006年11月、国連改革後の新機関である国連人権理事会 (UN Human Rights Council) で改めて「国連宣言」草案が議論された。しかし、アフリカ諸国およびかれらを後押しするカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、米国などの反対により、草案の採択はまたしても見送られた。cf. Indigenous Peoples' Caucus HP <<http://www.ipcaucus.net>> (2006年12月8日閲覧)。
- 29 上村英明「「植民地問題」解決のための国連の歴史的的努力と「先住民族の国際10年」——人類学者のための民族集団に関する国際人権法入門」(『文化人類学研究』5号、2004年)。Anaya, *ibid.* Chap. 2 and 3.
- 30 Anaya, *ibid.* 194, 206-7note51.
- 31 キムリック、前掲書。
- 32 林淑雅『第一民族——台湾原住民族運動的憲法意義』台北、前衛出版社、2000年、22-26頁。
- 33 施正鋒『台湾原住民族政治與政策』台北、翰蘆圖書出版有限公司、2005年、第2、3、4章。
- 34 たとえば、行政院文化建設委員會(編)『原住民族文化會議論文集』台北、行政院文化建設委員會、1994年。麗依京・尤瑪(編)『台湾原住民・民族權・人權 學術研討會論文集』台北、台北市政府原住民事務委員會、1998年。許世楷/施正鋒/布興・大立(編)『原住民族人權與自治』台北、前衛出版社、2001年。施正鋒/許世楷/布興・大立(編)『從和解到自治——原住民族歷史重建』台北、前衛出版社、2002年。高德義『原住民族自治制度之研究與規畫——排灣族、魯凱族及雅美族』台北、行政院原住民族委員會、2004年など。
- 35 藤井志津枝「探討台灣原住民的土地問題」(『原住民族權利國際研討會』、1999年)。顔愛静/楊國柱『原住民族土地制度與經濟發展』台北、稻鄉出版、2004年、第2、3章。
- 36 山路勝彦『台湾の植民地統治——〈無主の野蛮人〉という言説の展開』日本図書センター、2004年。
- 37 陳元陽『台湾の原住民と国家公園』九州大学出版会、1999年、59頁。
- 38 台湾総督府警務局『高砂族授産年報(昭和16年度版)』台湾総督府警務局、1941年、10-29頁。
- 39 山路、前掲書、51頁。
- 40 〈山地郷〉とは、日本植民地期から特別行政区とされていた地域で、戦後に〈山地郷〉に指定された30の(県の下位の)地方自治体を指している。具体的には以下の通り：台北県烏来郷；桃園県復興郷；新竹県尖石郷・五峰郷；苗栗県泰安郷；台中県和平郷；南投県信義郷・仁愛郷；嘉義県阿里山郷・高雄県桃源郷・三民郷・茂林郷；屏東県三地門郷・瑪家郷・霧台郷・牡丹郷・来義郷・泰武郷・春日郷・獅子郷；台東県達仁郷・金峰郷・延平郷・海端郷・蘭嶼郷；花蓮県卓溪郷・秀林郷・萬榮郷；宜蘭県大同郷・南澳郷。これとは別に、日本植民地期に普通行政区に区画されていたが平地居住の多くの「蕃人」(後に〈平地山地同胞〉さらに〈平地原住民〉)が生活している25の(県の下位の)地方自治体を〈平地郷(鎮・市)〉と呼ぶ：新竹県関西鎮；苗栗県南庄郷・獅潭郷；南投県魚池郷；屏東県満州郷；花蓮県花蓮市・光復郷・瑞穗郷・豊浜郷・吉安郷・寿豊郷・鳳林郷・玉里鎮・新城郷・富里郷；台東県台東市・成功鎮・関山鎮・大武郷・太麻里郷・卑南郷・東河郷・長浜郷・鹿野郷・池上郷。現在の原住民族行政においては、前者・後者をまとめて〈原住民族地区〉と総称している。参照、「行政院核定「原住民族工作權保障法」規定之「原住民族地区」範圍相關文件」(行政院原住民族委員會、前掲書、2005年) 226-229頁。
- 41 藤井志津枝『台湾原住民族史——政策篇(3)』台北、台湾省文献委員會、2001年、155-224頁。顔/楊、前掲書、335-350頁。なお、顔/楊によれば、2001年現在、漢族による使用が確認できている保留地(約1万6,522ヘクタール)の内、2/3(1万930ヘクタール)は違法使用であるという。前掲書、352頁。
- 42 若林、前掲書、2001年。
- 43 イチャン・バルー(夷将・拔路兒)「台湾原住民族運動發展の軌跡についての簡単な検討」(安場淳訳、『PRIME』6号、1997年) 9-10頁。
- 44 謝世忠『認同的汚名——台湾原住民族的群變遷』台北、自立晚報社、1987年、63-66頁。
- 45 台湾原住民族權利促進會「台湾原住民族權利宣言」(『原住民族月刊』3号、2000年) 24-25頁。イチャン、前掲論文、14-15頁。

- 46 第10条第10項後段は「金門、馬祖地区の人民に対しても同様である」と続く。この箇所は、その後の改正（1999年）で、「澎湖、金門、馬祖地区の人民に対しても同様である」と改められた。
- 47 「新しいパートナーシップ」および2002年10月19日に陳水扁が総統の身分において認めた「新しいパートナーシップ再肯定協定」の内容に関しては以下の文献で参照できる。施正鋒、前掲書、151-156頁。
- 48 以撒克・阿復「聯合國《原住民族權利宣言草案》與《原住民族和台灣政府新的夥伴關係》——爲台灣原住民族自治重新定調」（發表於：台灣原住民族政策協會、2000年9月10日）。
<<http://www.oceantaiwan.com/eyereach/20010403.htm>>（2006年1月7日閲覧）。
- 49 こうした原住民族と台湾政府との対等な関係という認識から、原住民による近年の権利回復運動の中では頻繁に、〈民族與民族〉、〈國中有國〉、〈國與準國〉というスローガンが用いられている。
- 50 高德義、前掲書、63頁。
- 51 「原住民族基本法」の日本語訳（仮訳）としては、石垣直（訳）「原住民族基本法」（『台湾原住民研究』9号、2005年）。
- 52 若林、前掲書、2001年、191頁；施正鋒、前掲書、第7章。Ku Kun-hui “Rights to Recognition: Minority / indigenous Politics in the Emerging Taiwanese Nationalism” (*Social Analysis* 49(2), 2005), 99-121.
- 53 民主進歩黨『公元兩千年台灣原住民族政策白皮書』台北、民主進歩黨 2000年。Simon, S. 「Taiwan's Indigenized Constitution: What Place for Aboriginal Formosa?」(『台灣國際研究學會』2(1)号、2006年) 251-270頁。
- 54 初代の主席は、ブヌン族で台湾基督長老教会の伍錐（Alan=Is-lituan）牧師、執行長はアミ族のイチャン・バルー（現：原民会主任委員）が務めた。
- 55 藤井、前掲書、252頁。
- 56 〈山地原住民〉とは、日本植民地期に山地の特別行政区（「蕃人所要地」）内に（高砂族あるいは各族としての）戸籍を有していた人々であり、〈平地原住民〉とは、当時から平地の普通行政区において同様の戸籍をもっていた人々である。原住民側の再三にわたる「山地原住民／平地原住民区別の撤廃」要求にも関わらず、こうした日本植民地期以来の制度は、現行の選挙区区分や土地管理制度にも継承されている。Cf. 笠原政治「台湾の民主化と先住民族」（『文化人類学研究』5号、2004年）33-35頁。
- 57 顔／楊、前掲書、252-257頁。
- 58 台湾では、1972年に「国立公園法」が制定され、1982年9月には台湾の最南端に位置する墾丁海岸一帯に墾丁国立公園が設立された。その後、玉山国立公園（1985年2月）、陽明山国立公園（1985年9月）、太魯閣国立公園（1986年11月）、雪霸国立公園（1992年7月）が相次いで建設されている。この内、玉山国立公園、太魯閣国立公園、雪霸国立公園のいずれもが原住民が生活する／した地域と重複しており、1980年代末の〈還我土地〉運動の開始以来、再三にわたって原住民による抗議行動が繰り返されてきた。陳元陽、前掲書。
- 59 陳舜伶『原住民族運動中「權利法治化」近路の困局——兼論建構中的台灣原住民族自治』（國立台灣大學法律研究所碩士論文、未刊行、2002年）137-139頁、金煌杰『台灣原住民族自治議題探討——自治法各草案之比較與批判』（國立東華大學民族發展研究所碩士論文、未刊行、2005年）36-38頁などを参照。
- 60 この問題に関し蘇貞昌行政院長は、2007年1月23日、①これまで台糖が徴用・管理してきた土地の一部を原民会の年間予算を用いて購入し原住民に配分すること、②2011年（民国100年）までに根拠を示せば原民会が土地問題解決に協力すると発表した。Cf. ETtoday HP<<http://www.ettoday.com/2007/01/23/91-2045214.htm#im>>（2007年1月23日閲覧）。しかし、①で購入が予定されている土地は経済的価値の低いものばかりだと言われる。また②は、政府が1990年代に実施した上述の保留地増加・区画編入施策の不足を補うものに過ぎないとされる。Cf. 行政院原住民族委員會土地管理處「補辦增劃編原住民保留地實施計畫」（2007年1月12日策定）3-4頁。
- 61 Chapin, M. / Z. Lamb / B. Threlkeld “Mapping Indigenous Lands” (*Annual Review of Anthropology* 34, 2005), 619-638.
- 62 台邦・撒沙勒『尋找失落的箭矢——部落主義的視野和行動』台北、國家展望文教基金會、2003年、129-171頁。
- 63 行政院原住民族委員會『原住民傳統土地與傳統領域調查研究』台北、行政院原住民族委員會、2002年、I-27-29頁。

-
- 64 現行の地図作成調査を人類学的視点から検討したものとしては、筆者による以下の拙稿がある。石垣直「〈部落地図〉作成運動——台湾先住民・ブヌンの事例から」(『台湾原住民研究——日本と台湾における回顧と展望』、風響社、2006年a) 115-128頁。同「〈部落地図〉調査之省思——以布農族之内本鹿調査為例」(『東台湾研究』10号、東台湾研究會、2006年b)
- 65 公共電視「傳統領域調查出爐 佔全台五分之二」(『原住民新聞雜誌』、2006年7月8日放送) <<http://www.pts.org.tw/>> (2006年9月1日閲覧)。
- 66 公共電視「傳統領域權責難清 原民會要求建立共管機制並溯及既往」(『原住民新聞雜誌』、2006年9月23日放送) <<http://www.pts.org.tw/>> (2006年9月25日閲覧)。
- 67 林淑雅、前掲書、62-64頁。
- 68 施正鋒、前掲書、第4章。
- 69 Cf. Anaya *ibid.* Chap.3.
- 70 李惠宗『中華民國憲法概要——憲法生活的新思惟』台北、元照出版、2006年、345頁。なお、「辺境地区」に関する「中華民國憲法」の条項とは以下のようなもの。(筆者訳出)
第168条 国家は、辺境地区の各民族の地位に対し、法的な保障を与え、かつその地方自治事業に対し特別の扶助を与えなければならない。
第169条 国家は、辺境地区における各民族の教育、文化、交通、水利、衛生およびその他の経済・社会事業を積極的に行ってその発展を扶助し、土地の使用に対しては、その気候、土壌の性質および人民の生活習慣に従ってその保障と発展を与えなければならない。
- 71 「原住民族自治区法」草案の内容から現代台湾における〈原住民族〉の位置づけを考察したものとしては以下の拙稿がある。石垣直「現代台湾における〈原住民族〉の位置づけ——「原住民族自治区法」草案をめぐる」(『社会人類学年報』32号、2006年c)。
- 72 公共電視「原基法過一年 僅一條法律案送審」(『原住民新聞雜誌』、2006年1月14日放送) および同「原基法法律案通過 主委沒把握」(同、2006年3月25日放送)。<<http://www.pts.org.tw/>> (2006年9月1日閲覧)。
- 73 たとえば、現行の「公職人員選舉罷免法」(最新改正2006年5月5日)や「中央選舉委員會辦事細則」(最新改正1987年8月3日)では、1994年以降に憲法追加修正条文で〈原住民(族)〉という名称が使用されて以降も、依然として〈山胞〉という表現を使用し続けている。
- 74 人類学者の内藤は、カナダやオーストラリアでも見られるこうした状況に対し、「先住民を抱える国の多文化主義には、先住民との対峙を棚上げする際の隠れ蓑となる場合がある」と的確に指摘している。内藤暁子「「先住民族」の誕生」(端信行(編)『民族の20世紀』、ドメス出版、2004年) 58頁。
- 75 もちろん、〈原住民族〉をかれら自身が主張するように「国家の存立に先立つ存在」あるいは「国家との対等関係にある存在」と位置づけることが出来ないこと背景には、「一つの中国」イデオロギーの中で揺れ動く「中華民國」という政体の不安定さも存在している。cf. 石垣、前掲論文、2006年c。
- 76 関根、前掲書、2000年、50-59頁。
- 77 スチュアート、前掲論文、1997年、244頁。
- 78 上述のように、長年にわたる原住民族運動における大きな成果としての「原住民族基本法」には、原住民籍の立法委員や漢族の研究者らの貢献に負っている。しかし、実際の立法化には、2004年12月の第六回立法委員選挙後の絶対的過半数政党不在という状況、原住民籍の立法委員がキャスティング・ボートを握ることが出来た状況に大きく依存していると言われる。
- 79 憲法原住民族政策制憲推動小組(編)『原住民族憲法專章會議議實錄』台北、行政院原住民族委員會、2005年、791-808頁。
- 80 施正鋒、前掲書、16頁。
- 81 たとえば、A. ガットマン(編)『マルチカルチュラリズム』(岩波書店、1996年)における「承認をめぐる政治」に関するC. テイラーの議論に対する、S. ロックフェラーやJ. ハーバーマスの批判的応答。
- 82 センプリーニ、前掲書、155-170頁。